

かがやく目 会則

(名称及び所在地)

第1条 本会は「かがやく目」と称し、事務所を東京都世田谷区宮坂2丁目に置く。

(目的)

第2条 本会は、子どもに対して、遊びを通じて生活技能・判断力・ルール・エチケットの向上に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自然体験事業
- (2) 科学体験事業
- (3) 交流体験事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第4条 本会に入会できる者は、第2条に定める目的に賛同する者とする。

(退会)

第5条 会員は、退会届を提出することで、自由に退会することができる。

(会費等)

第6条 本会は、本会の運営維持に必要な場合は、会員に対して臨時会費を求めることができる。その額は臨時総会にて決定する。

(総会)

第7条 本会は、年1回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会の開催は会員の過半数の出席を必要とし、議事は出席者の過半数の賛成（又は総意）によって決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算
- (3) 会則改正
- (4) その他必要事項

(資産)

第8条 本会の資産は、臨時会費、その他事業に伴う収入をもって構成する。

(会計区分)

第9条 本会の会計は、第3条に掲げる事業に区分する。

(事業計画および予算)

第10条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第11条 本会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【附則】 この会則は団体発足日である平成12年10月28日より施行する。